

別府市住居表示実施に伴う  
変更登記申請のしおり

会社等の変更登記  
登記名義人の表示変更の登記

## 目 次

1. まえがき	1
2. 変更登記手続きを必要とする場合	1
3. 変更登記の期間	1
4. 変更登記をしないと	1
5. 記載例	
●不動産（土地・建物）所有者の住所変更	
(1) 所有者本人が申請する場合	2
(2) 代理人が申請する場合	5
●会社（法人）の本店（主たる事務所）・役員の住所変更	
(1) 本店及び役員の住所変更	9
(2) 本店のみの変更	11
(3) 役員の住所のみの変更	13

## 大分地方法務局

電話番号：☎097-532-3161（自動音声案内に従い②）

※登記手続き案内には事前の予約が必要です。

大分地方法務局のホームページ<<https://houmukyoku.moj.go.jp/oita/>>

住居表示実施日が近くなりましたら「大分地方法務局新着情報一覧」に住居表示に関する登記申請の参考情報（様式・記載例）が掲載されています。

所在地：〒870-8513 大分市荷揚町7-5（大分法務総合庁舎）

開庁時間（令和5年最終営業日まで）：平日（月～金）8：30～17：15

（令和6年1月4日から）：平日（月～金）9：00～17：00

## 1 まえがき

「住居表示に関する法律」に基づき住居表示が実施されたときは、当該実施区域内の会社、法人、組合（以下「会社等」と称する。）の所在地番又は代表者並びに個人の住所の表示は当該住居表示の実施によって定められた街区符号及び住居番号を用いて表示しなければならないとされています。

したがって、上記により会社等の登記事項に変更が生じますので、その変更登記をしなければなりません。その手続きについて書式をもって説明いたします。

なお、登録免許税については、市役所の発行する住居番号決定通知書または住居表示変更証明書を添付すれば免税となります。

登記簿上の不動産の所在は法務局において書き換えますので手続きの必要はありません。

## 2 変更登記手続きを必要とする場合

### ① 不動産（土地・建物）の変更登記

住所の表示が変更になった個人、会社等が土地、建物などの不動産を所有している場合及び不動産に関するその他の権利（抵当権等）を有している場合。

### ② 会社等の変更登記

ア、会社の本店の所在地又は法人、組合の主たる事務所の所在地の表示が変更になった場合。※支店又は従たる事務所における登記は廃止となりました。（令和4年9月1日）

イ、会社や法人の代表者の住所、会社にあつては、支配人を置いた営業所及び支配人の住所、法人にあつては、参事を置いた事務所及び参事の住所の表示が変更になった場合。

## 3 変更登記の期間

### ① 不動産（土地・建物）の変更登記

不動産所有している個人、会社等の所有者欄、抵当権等の欄の住所……申請期限なし  
※申請は他の事由が生じた際でも結構ですが、手続きがないと変更にはなりません。

### ② 会社等の変更登記

本店、主たる事務所の所在地、代表者等の住所……………2週間以内

## 4 変更登記をしないと……

### ① 不動産の場合

土地、建物の謄抄本を請求した場合、旧住所のまま交付されることとなります。

金融機関から借入れをしたり又はローンを完済した場合に、その登記をする前提として住所変更の登記が必要となります。

### ② 会社等の場合

本店での変更登記をしないと登記簿上の本店等の表示が旧表示のため、新しい表示での代表者の資格証明や印鑑証明を受けることができません。

## <（所有者本人が申請する場合）住居表示の実施によって登記記録上の住所に変更があった場合の申請書様式・記載例>

（記載例の解説及び注意事項等は4ページを御覧ください。）

（※法務局が使用するスペースになりますので、この部分には何も記載しなくでください。）

### 登 記 申 請 書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更（注1）

原 因 令和6年1月6日住居表示実施（注2）

変更後の事項 住所 大分県別府市東荘園一丁目1番10号（注3）

申 請 人 大分県別府市東荘園一丁目1番10号  
法 務 太 郎 印（注4）

連絡先の電話番号 000-0000-0000（注5）

添 付 書 類  
住居表示実施証明書（注6）

令和00年00月00日申請 大分地方法務局

登録免許税 登録免許税法第5条第4号（注7）

不動産の表示（注8）

別紙のとおり

契印 (注9)

不動産の表示

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 (注10)

所在 大分県別府市東荘園一丁目

地番 1 0 0 0 番 1

地目 宅 地

地積 1 2 3 ・ 4 5 平方メートル

不動産番号 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2

所在 大分県別府市東荘園一丁目 1 0 0 0 番地 1

家屋番号 1 0 0 0 番 1

種類 居 宅

構造 木造かわらぶき 2 階建

床面積 1 階 4 3 ・ 0 0 平方メートル

2 階 3 8 ・ 6 2 平方メートル

契印 (注9)

(不動産がマンションの場合)

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

一棟の建物の表示

所在 大分県別府市東荘園一丁目 1 0 0 0 番地 1

建物の名称 ○○マンション

専有部分の建物の表示

家屋番号 東荘園一丁目 1 0 0 0 番 1 の 3 0 1

建物の名称 3 0 1 号

種類 居 宅

構造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床面積 5 階部分 7 0 ・ 1 2 平方メートル

敷地権の表示

符 号 1

所在・地番 大分県別府市東荘園一丁目 1 0 0 0 番 1

地 目 宅 地

地 積 5 0 0 ・ 0 0 平方メートル

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 1 0 0 0 分の 3 5

(敷地権が2筆以上あるときは、同様に記入します。)

## ＜記載例の解説及びその注意事項等＞

- (注1) 登記の目的は、「所有権登記名義人住所変更」と記載します。
- (注2) 別府市長から交付される住居表示の実施に関する証明書（以下「住居表示実施証明書」といいます。）に記載されている住居表示の実施の日を記載します。
- (注3) 住居表示実施証明書に記載されている新しい住所を記載します。
- (注4) 所有権の登記名義人(申請人)の新しい住所及び氏名を記載し、末尾に認印を押してください。
- (注5) 申請書の記載内容等に補正すべき点がある場合に、法務局から連絡するための連絡先の電話番号（平日の日中に連絡可能な自宅または携帯番号等）を記載します。
- (注6) 住居表示が実施されたことを証する情報及び登録免許税を非課税とするために必要な情報として、住居表示実施証明書を添付します。この証明書は、①住居表示が実施されたこと、②住居表示が実施された年月日及び③住居表示の実施前の住所と実施後の住所（現在の住所）とが記載されている別府市長の証明書になります。今回は、事前に送付されている「通知書兼証明書」が該当します。  
なお、場合によっては、別途住民票等が必要になることがあります。
- (注7) 登録免許税は、非課税となりますので、根拠条文を記載します。
- (注8) 登記の申請をする不動産を、登記記録(登記事項証明書、要約書等)に記載されているとおりに正確に記載してください。
- (注9) 申請書が複数枚にわたる場合は、各用紙のつづり目に契印をしてください(申請人が2人以上いる場合は、そのうちの1人が契印することで差し支えありません。)
- (注10) 不動産番号を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができます。所在については、新しい町名を記載します。

## ＜法務局からのお願い＞

- 1 申請書は、A4の用紙を使用し、他の添付情報と共に左とじにて提出してください。紙質は、長期間保存できる丈夫なもの(上質紙等)にしてください。
- 2 申請書は、パソコンを使用するか、黒色ボールペン等(摩擦等により消える又は見えなくなるものは不可)で、はっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- 3 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、簡易書留郵便等により送付してください。
- 4 登記完了時に還付を希望する書類及び登記完了証について、郵送による返却等を希望される場合は、宛名を記載した返信用封筒及び簡易書留郵便以上の郵券を同封してください。
- 5 申請書類の作成について御不明の点等がありましたら、法務局に御相談ください。
- 6 ○T目の○の部分は漢数字を使用してください（一、二、三、四・・・）。

＜（代理人が申請する場合）住居表示の実施によって登記記録上の住所に変更があった場合の申請書様式・記載例＞  
（記載例の解説及び注意事項等は8ページを御覧ください。）

（※法務局が使用するスペースになりますので、この部分には何も記載しなくでください。）

### 登 記 申 請 書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更（注1）

原 因 令和6年1月6日住居表示実施（注2）

変更後の事項 住所 大分県別府市東荘園一丁目1番10号（注3）

申 請 人 大分県別府市東荘園一丁目1番10号  
法 務 太 郎 （注4）

添 付 書 類 住居表示実施証明書（注5） 代理権証明情報（注6）

令和〇〇年〇〇月〇〇日申請 大分地方法務局

代 理 人 大分県別府市東荘園一丁目1番10号  
法 務 花 子 印 （注7）  
連絡先の電話番号 〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇（注8）

登録免許税 登録免許税法第5条第4号（注9）

不動産の表示（注10）

別紙のとおり

契印 (注 11)

不動産の表示

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 (注 12)

所 在 大分県別府市東莊園一丁目

地 番 1 0 0 0 番 1

地 目 宅 地

地 積 1 2 3 ・ 4 5 平方メートル

不動産番号 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2

所 在 大分県別府市東莊園一丁目 1 0 0 0 番地 1

家屋番号 1 0 0 0 番 1

種 類 居 宅

構 造 木造かわらぶき 2 階建

床 面 積 1 階 4 3 ・ 0 0 平方メートル

2 階 3 8 ・ 6 2 平方メートル

契印 (注 11)

(不動産がマンションの場合)

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

一棟の建物の表示

所 在 大分県別府市東莊園一丁目 1 0 0 0 番地 1

建物の名称 ○○マンション

専有部分の建物の表示

家屋番号 東莊園一丁目 1 0 0 0 番 1 の 3 0 1

建物の名称 3 0 1 号

種 類 居 宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 5 階部分 7 0 ・ 1 2 平方メートル

敷地権の表示

符 号 1

所在・地番 大分県別府市東莊園一丁目 1 0 0 0 番 1

地 目 宅 地

地 積 5 0 0 ・ 0 0 平方メートル

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 1 0 0 0 分の 3 5

(敷地権が 2 筆以上あるときは、同様に記入します。)

(委任状の例)

(捨印)

## 委 任 状

私は、大分県別府市東荘園一丁目1番10号 法務花子 に、次の権限を委任します。

- 1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること。
- 2 登記が完了した後に通知される登記完了証を受領すること。
- 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請の取下げ、又は補正をすること。
- 4 登記に係る登録免許税の還付金を受領すること
- 5 上記1から4までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大分県別府市東荘園一丁目1番10号  
法 務 太 郎 印

### 記

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原 因 令和6年1月6日住居表示実施

変更後の事項 住所 大分県別府市東荘園一丁目1番10号

不動産の表示

1. 大分県別府市東荘園一丁目1000番1の土地

2. 大分県別府市東荘園一丁目1000番地1  
家屋番号1000番1の建物

(マンションの場合) 所 在 大分県別府市東荘園一丁目1000番地1  
家屋番号 東荘園一丁目1000番1の301  
敷地権 符号1 大分県別府市東荘園一丁目1000番1の土地  
敷地権の種類及び割合 所有権 1000分の35

(この記載例を参考に申請の内容に応じて作成してください。)

## <記載例の解説及びその注意事項等>

- (注1) 登記の目的は、「所有権登記名義人住所変更」と記載します。
- (注2) 別府市長から交付される住居表示の実施に関する証明書(以下「住居表示実施証明書」といいます。)に記載されている住居表示の実施の日を記載します。
- (注3) 住居表示実施証明書に記載されている新しい住所を記載します。
- (注4) 所有権の登記名義人(申請人)の新しい住所と氏名を記載します。
- (注5) 住居表示が実施されたことを証する情報及び登録免許税を非課税とするために必要な情報として、住居表示実施証明書を添付します。この証明書は、①住居表示が実施されたこと、②住居表示が実施された年月日及び③住居表示の実施前の住所と実施後の住所(現在の住所)とが記載されている別府市長の証明書になります。今回は、事前に送付されている「通知書兼証明書」が該当します。  
なお、場合によっては、別途住民票が必要になることがあります。
- (注6) 登記申請に関する委任状(代理人の権限を証する情報)です。様式・記載例は、3ページのとおりです。
- (注7) 所有権の登記名義人(所有者)から登記申請の委任を受けた代理人の住所及び氏名を記載します。氏名の末尾に認印を押してください。
- (注8) 申請書の記載内容等に補正すべき点がある場合に、法務局から連絡するための連絡先の電話番号(平日の日中に連絡可能な自宅または携帯番号等)を記載します。
- (注9) 登録免許税は、非課税となりますので、根拠条文を例のように記載します。
- (注10) 登記の申請をする不動産を、登記記録(登記事項証明書、要約書等)に記録されているとおりに正確に記載してください。
- (注11) 申請書が複数枚にわたる場合は、代理人の印で各用紙のつづり目に契印をしてください。
- (注12) 不動産番号を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積(建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。

## <法務局からのお願い>

- 1 申請書は、A4の用紙を使用し、他の添付情報と共に左とじにて提出してください。紙質は、長期間保存できる丈夫なもの(上質紙等)にしてください。
- 2 申請書は、パソコンを使用するか、黒色ボールペン等(摩擦等により消える又は見えなくなるものは不可)で、はっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- 3 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、簡易書留郵便等で送付してください。
- 4 登記完了時に還付を希望する書類及び登記完了証について、郵送による返却等を希望される場合は、宛名(代理人)を記載した返信用封筒及び簡易書留郵便以上の郵券を同封してください。
- 5 申請書類の作成について、御不明の点等がありましたら、法務局に御相談ください。
- 6 ○丁目の○部分は漢数字を使用してください(一、二、三、四・・)。

(本店及び役員の住所のいずれも変更)

受付番号票貼付欄

株式会社変更登記申請書 (記載例)

1. 会社法人等番号 3200-01-999999
- フリガナ  
1. 商号 ホウムショウジ  
法務商事株式会社
1. 本店 大分県別府市大字鶴見1000番地1 (注1)
1. 登記の事由 住居表示実施による  
本店の変更及び代表取締役の住所変更
1. 登記すべき事項 令和6年1月6日住居表示実施  
(注2)  
本店 大分県別府市東荘園一丁目1番10号  
代表取締役法務太郎の住所  
大分県別府市東荘園一丁目2番20号
1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号 (注3)
1. 添付書類 住居表示実施証明書 (注4) 2通  
委任状 (注5) 1通

分かる場合に記載してください。

上記のとおり、登記の申請をします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請人 本店 大分県別府市東荘園一丁目1番10号 (注6)  
商号 法務商事株式会社

大分県別府市東荘園一丁目2番20号 (注7)

代表取締役 法務太郎 ㊟ (注8)

連絡先の電話番号 000-0000-0000

※ (代理人申請の場合)

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟ (注9)

連絡先の電話番号

大分地方法務局 御中

- (注1) 変更前の本店（現在の登記上の本店）を記載します。
- (注2) 登記すべき事項として、住居表示実施日及び「住居表示実施」を記載し、変更後（住居表示実施）の本店並びに変更後の代表取締役の住所、資格及び氏名を記載します。なお、住居表示実施の日は、別府市長の証明書に記載されています。
- (注3) 住居表示の実施の場合には、免税証明書の添付があれば非課税となりますので、適用される条文を記載します。
- (注4) 登記法上は、変更を証する書面の添付を要しませんが、(注3)の免税証明書として別府市長の発行する住居表示実施証明書を添付します。今回は、事前に送付されている「通知書兼証明書」が該当します。  
なお、登記完了後、原本の返却が必要な場合は証明書の謄本（コピーに「これは原本と相違ない」旨記載し、署名押印したもの）を併せて提出する必要があります。
- (注5) 代理人が申請する場合に添付します。
- (注6) 変更後の本店を記載します。
- (注7) 変更後の住所を記載します。
- (注8) 登記申請人は、会社の代表取締役1人であり、同人が登記所に登録している会社の印鑑（実印）を押印します。
- (注9) 代理人が申請する場合は、代理人の住所と氏名を記入の上、認印を押印してください。
- (注10) その他の会社（特例有限会社、合同会社等）及び各種法人等においても、様式はほぼ同一です。例えば、特例有限会社は「取締役の住所変更」、合同会社は「代表社員の住所変更」等となります。また、各種法人等においては、商号は「名称」、本店は「主たる事務所」、役員の資格は各種法人等に応じて「理事」、「代表理事」、「理事長」等と異なります。

#### <法務局からのお願い>

- 1 申請書は、A4の用紙を使用し添付情報と共に左とじにて提出してください。紙質は、長期間保存できる丈夫なものにしてください。
- 2 申請書は、パソコンを使用するか、黒色ボールペン等(摩擦等により消える又は見えなくなるものは不可)で、はっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- 3 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「商業登記申請書在中」又は「法人登記申請書在中」と記載の上、簡易書留郵便等により送付してください。
- 4 住居表示実施証明書の原本還付を請求し、原本の郵送での返却を希望する場合は、宛名を記載した返信用封筒及び簡易書留郵便以上の郵券を提出してください。
- 5 申請書類の作成について御不明の点等がありましたら、法務局に御相談ください。
- 6 ○丁目の○の部分は漢数字を使用してください（一、二、三、四・・・）。

(本店の変更)

受付番号票貼付欄

株式会社変更登記申請書 (記載例)

1. 会社法人等番号 3200-01-999999
- フリガナ  
1. 商号 ホウムショウジ  
法務商事株式会社
1. 本店 大分県別府市大字鶴見1000番地1 (注1)
1. 登記の事由 住居表示実施による本店の変更
1. 登記すべき事項 令和6年1月6日住居表示実施 (注2)  
本店 大分県別府市東荘園一丁目1番10号
1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号 (注3)
1. 添付書類 住居表示実施証明書 (注4) 1通  
委任状 (注5) 1通

分かる場合に記載してください。

上記のとおり、登記の申請をします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請人 本店 大分県別府市東荘園一丁目1番10号 (注6)  
商号 法務商事株式会社

大分県別府市東荘園一丁目〇番〇〇号  
代表取締役 法務太郎 ㊞ (注7)  
連絡先の電話番号 000-0000-0000

※ (代理人の場合)

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞ (注8)

連絡先の電話番号

大分地方法務局 御中

- (注1) 変更前の本店（現在の登記上の本店）を記載します。
- (注2) 登記すべき事項として、住居表示実施日及び「住居表示実施」を記載し、変更後（住居表示実施）の本店を記載します。なお、住居表示実施日は、別府市長の証明書に記載されています。
- (注3) 住居表示実施の場合には、免税証明書の添付があれば非課税となりますので、適用される条文を記載します。
- (注4) 登記法上は、変更を証する書面の添付を要しませんが、（注3）の免税証明書として別府市長の発行する住居表示実施証明書を添付します。今回は、事前に送付されている「通知書兼証明書」が該当します。  
なお、登記完了後、原本の返却が必要な場合は証明書の謄本（コピーに「これは原本と相違ない」旨記載し、署名押印したもの）を併せて提出する必要があります。
- (注5) 代理人が申請する場合に添付します。
- (注6) 変更後の本店を記載します。
- (注7) 登記申請人は、会社の代表取締役であり、同代表取締役が登記所に登録している会社の印鑑（実印）を押印します。
- (注8) 代理人が申請する場合は、代理人の住所と氏名を記入の上、認印を押印してください。
- (注9) その他の会社（特例有限会社、合同会社等）及び各種法人等においても、様式はほぼ同一です。例えば、特例有限会社は「取締役の住所変更」、合同会社は「代表社員の住所変更」等となります。また、各種法人等においては、商号は「名称」、本店は「主たる事務所」、役員は資格は各種法人等に応じて「理事」、「代表理事」、「理事長」等と異なります。

#### <法務局からのお願い>

- 1 申請書は、A4の用紙を使用し添付情報と共に左とじにて提出してください。紙質は、長期間保存できる丈夫なものにしてください。
- 2 申請書は、パソコンを使用するか、黒色ボールペン等(摩擦等により消える又は見えなくなるものは不可)で、はっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- 3 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「商業登記申請書在中」又は「法人登記申請書在中」と記載の上、簡易書留郵便等により送付してください。
- 4 住居表示実施証明書の原本還付を請求し、原本の郵送での返却を希望する場合は、宛名を記載した返信用封筒及び簡易書留郵便以上の郵券を提出してください。
- 5 申請書類の作成について御不明の点等がありましたら、法務局に御相談ください。
- 6 ○丁目の○の部分は漢数字を使用してください（一、二、三、四・・・）。

(役員の住所変更)

受付番号票貼付欄

株式会社変更登記申請書 (記載例)

1. 会社法人等番号 3200-01-999999
- フリガナ ホウムショウジ  
1. 商号 法務商事株式会社
1. 本店 大分県別府市上野口町1番15号
1. 登記の事由 住居表示実施による代表取締役の住所変更
1. 登記すべき事項 令和6年1月6日住居表示実施  
代表取締役法務太郎の住所  
大分県別府市東荘園一丁目1番10号 (注1)
1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号 (注2)
1. 添付書類 住居表示実施証明書 (注3) 1通  
委任状 (注4) 1通

分かる場合に記載してください。

上記のとおり、登記の申請をします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請人 本店 大分県別府市上野口町1番15号 (注5)

商号 法務商事株式会社

大分県別府市東荘園一丁目1番10号

代表取締役 法務太郎 ㊞ (注6)

連絡先の電話番号 000-0000-0000

※「代理人の場合」

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞ (注7)

連絡先の電話番号

大分地方法務局 御中

- (注1) 登記すべき事項として、住居表示実施日及び「住居表示実施」を記載し、変更後の代表取締役の住所、資格及び氏名を記載します。なお、住居表示実施の日は、別府市長の証明書に記載されています。
- (注2) 住居表示の実施の場合には、免税証明書の添付があれば非課税となりますので、適用される条文を記載します。
- (注3) 登記法上は、変更を証する書面の添付を要しませんが、(注2)の免税証明書として別府市長の発行する住居表示実施証明書を添付します。今回は、事前に送付されている「通知書兼証明書」が該当します。  
なお、登記完了後、原本の返却が必要な場合は証明書の謄本(コピーに「これは原本と相違ない」旨記載し、署名押印したもの)を併せて提出する必要があります。
- (注4) 代理人が申請する場合に添付します。
- (注5) 変更後の住所を記載します。
- (注6) 登記申請人は、会社の代表取締役1人であり、同人が登記所に登録している会社の印鑑(実印)を押印します。住所は変更後の住所です。
- (注7) 代理人が申請する場合は、代理人の住所と氏名を記入の上、認印を押印してください。
- (注8) その他の会社(特例有限会社、合同会社等)及び各種法人等においても、様式はほぼ同一です。例えば、特例有限会社は「取締役の住所変更」、合同会社は「代表社員の住所変更」等となります。また、各種法人等においては、商号は「名称」、本店は「主たる事務所」、役員の資格は各種法人等に応じて「理事」、「代表理事」、「理事長」等と異なります。

#### <法務局からのお願い>

- 1 申請書は、A4の用紙を使用し添付情報と共に左とじにて提出してください。紙質は、長期間保存できる丈夫なものにしてください。
- 2 申請書は、パソコンを使用するか、黒色ボールペン等(摩擦等により消える又は見えなくなるものは不可)で、はっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- 3 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「商業登記申請書在中」又は「法人登記申請書在中」と記載の上、簡易書留郵便等により送付してください。
- 4 住居表示実施証明書の原本還付を請求し、原本の郵送での返却を希望する場合は、宛名を記載した返信用封筒及び簡易書留郵便以上の郵券を提出してください。
- 5 申請書類の作成について御不明の点等がありましたら、法務局に御相談ください。
- 6 ○丁目の○の部分は漢数字を使用してください(一、二、三、四・・・)。